第七条　検査及び証明

1　締約国は、自国を旗国とする船舶又は自国の権限の下で運航されている船舶であって検査及び証明の対象となるものが附属書に定める規則に従って検査され、及び証明されることを確保する。

2　第二条3及び附属書C節の規定による措置を実施する締約国は、他の締約国の船舶の追加的な検査及び証明を要求してはならず、また、当該他の締約国の船舶の主管庁は、当該措置を実施する締約国が課す追加的な措置を検査し、及び証明する義務を負わない。当該追加的な措置の確認は、この措置を実施する締約国の責任であり、また、当該追加的な措置の対象となる船舶に不当な遅延を生じさせてはならない。

第八条　違反

1　この条約に基づく義務の全ての違反は、違反が行われた場所のいかんを問わず、主管庁の法令により禁止され、かつ、処罰されるものとする。主管庁は、違反の通報を受けた場合には、調査を行うものとし、また、通報を行った締約国に対し、申し立てられた違反についての追加的な証拠を提出するよう要請することができる。当該主管庁は、申し立てられた違反につき司法的手続をとるために十分な証拠が存在すると認めるときは、自国の法令に従ってできる限り速やかに司法的手続が行われるようにする。当該主管庁は、当該締約国及び機関に対し、とられた措置を速やかに通報する。当該主管庁は、情報を受領した後一年以内に措置をとらない場合には、当該締約国にその旨を通報する。

2　締約国の管轄権の範囲内におけるこの条約に基づく義務の全ての違反は、当該締約国の法令により禁止され、かつ、処罰されるものとする。このような違反が行われた場合には、当該締約国は、次のいずれかの措置をとる。

(a)　自国の法令に従って司法的手続が行われるようにすること。

(b)　自国の所有する当該違反に関する情報及び証拠を問題となる船舶の主管庁に提出すること。

3　この条の規定に基づき締約国の法令に定める罰については、場所のいかんを問わずこの条約の違反を防止するため十分に厳格なものとする。

第九条　船舶の監督

1　この条約の適用を受ける船舶は、当該船舶がこの条約に適合しているか否かを決定するため、他の締約国の港又は沖合の係留施設において、当該他の締約国から正当に権限を与えられた職員による監督を受けることがある。この監督は、2に規定する場合を除くほか、次の事項に限られる。

(a)　船舶内に有効な証書を備えていることの確認。当該証書は、有効なものである限り、認容される。

(b)　バラスト水記録簿の検査

(c)　機関が作成する指針に従って行われる船舶のバラスト水の試料採取。ただし、試料を分析するために要する時間を船舶の運航、移動又は出航の不当な遅延の根拠として使用してはならない。

2　船舶が有効な証書を備え置いていない場合又は次のいずれかに該当すると認める明確な根拠がある場合には、詳細な監督を行うことができる。

(a)　船舶又はその設備の状態が実質的に証書の記載事項どおりでないと認める場合

(b)　船長及び乗組員がバラスト水管理に関する船舶における主要な手続に精通していない場合又はそのような手続を実施していなかった場合

3　監督を行う締約国は、2に規定する場合には、船舶が環境、人の健康、財産又は資源に害を与えることなくバラスト水を排出することができるようになるまで、バラスト水を排出させないための措置をとる。

第十条　違反の発見及び船舶の監督

1　締約国は、違反の発見及びこの条約の実施について協力する。

2　船舶がこの条約に違反したことが発見された場合には、船舶の旗国である締約国又は当該船舶が運航する港若しくは沖合の係留施設がある締約国は、第八条に規定する処罰又は前条に規定する措置に加え、当該船舶に警告を与え、抑留し、又は排除するための措置をとることができる。もっとも、当該船舶が運航する港又は沖合の係留施設がある締約国は、当該船舶に対し、バラスト水の排出又は最寄りの適当な修理施設若しくは利用可能な受入施設への航行を目的として当該港又は沖合の係留施設を離れる許可を与えることができる。ただし、環境、人の健康、財産又は資源に害を与えないことを条件とする。

3　前条1(c)に規定する試料採取の結果、船舶が環境、人の健康、財産若しくは資源を脅かすおそれがあることが示される場合又は他の港若しくは沖合の係留施設から入手したそのような情報が裏付けられる場合には、当該船舶が運航する水域がある締約国は、そのような脅威が除去されるまでの間、当該船舶がバラスト水を排出することを禁止する。

4　締約国は、他の締約国から船舶がこの条約に違反して運航しているか又は運航していたという十分な証拠を付して調査を要請された場合において、当該船舶が自国の管轄の下にある港又は沖合の係留施設に入った時に当該船舶の調査を行うことができる。この調査についての報告は、適当な措置がとられるよう、当該調査を要請した締約国及び当該船舶の主管庁の権限のある当局に送付する。

第十一条　監督措置の通報

1　第九条又は前条の規定に従って行われた監督によりこの条約の違反が明らかになった場合には、この条約の違反が明らかになった船舶は通報を受ける。報告書（当該違反の証拠を含む。）は、主管庁に対して送付する。

2　第九条3又は前条2若しくは3の規定に従って措置をとる場合において、当該措置をとる職員は、当該措置を必要と認める事情につき、当該船舶の主管庁に直ちに書面で通報し、又は主管庁に通報することが不可能なときは当該船舶の旗国の領事若しくは外交代表に通報する。さらに、証書の発給について責任を有する認定された団体に対しても、通報する。

3　船舶の寄港国の当局は、第九条3若しくは前条2若しくは3に規定する措置をとることができない場合又は当該船舶が次の寄港地へ航行することを認める場合には、2に規定する旗国の関係者のほかに、次の寄港地に対し、違反についての関連情報を通報する。

第十二条　船舶の出航の不当な遅延の回避

1　第七条2、第八条、第九条又は第十条の規定の適用に当たっては、船舶を不当に抑留し、又は船舶の出航を不当に遅延させることのないように、あらゆる可能な努力を払う。

2　船舶は、第七条2、第八条、第九条又は第十条の規定により不当に抑留され、又は不当に出航を遅延させられた場合には、被った損失及び損害の賠償を受ける権利を有するものとする。

第十三条　技術援助、協力及び地域的協力

1　締約国は、直接に又は機関その他の国際的な組織を通じ、船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理に関し、適当な場合には、次のことに関する技術援助を要請する締約国に対して支援を行うことを約束する。

(a)　人員を訓練すること。

(b)　関係する技術、資材及び施設を利用することができることを確保すること。

(c)　共同の研究開発計画を開始すること。

(d)　この条約及びこの条約に関連して機関が作成する指針の効果的な実施を目的とする他の措置をとること。

2　締約国は、船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理に関する技術の移転につき、自国の法令及び政策に従って積極的に協力することを約束する。

3　この条約の目的を推進するため、特定の地理的区域における環境、人の健康、財産及び資源を保護する共通の利益を有する締約国、特に閉鎖海又は半閉鎖海に面した締約国は、地域的特性を考慮した上で、地域的協力（この条約に適合する地域的取極の締結によるものを含む。）を強化するよう努める。締約国は、調和のとれた手続を作成するため、当該地域的取極の締約国と協力するよう努める。

第十四条　情報の伝達

1　締約国は、機関に対し、次の情報を報告するものとし、適当な場合には、他の締約国に対して次の情報を利用可能にする。

(a)　バラスト水管理に関する要件及び手続（自国の法令及びこの条約の実施のための指針を含む。）

(b)　バラスト水及び沈殿物の環境上安全な処理のための受入施設の利用可能性及び場所

(c)　附属書A―三規則及びB―四規則に定める理由によりこの条約を遵守することができない船舶からの情報に関する要件

2　機関は、この条の規定に基づく通報の受領を締約国に通報するものとし、1(b)及び(c)の規定に基づいて伝達された情報を全ての締約国に送付する。